

○茨城県立医療大学教員定年規程

〔平成7年1月9日〕
〔医療大訓第2号〕

改正 平成16年7月21日

改正 平成19年3月20日

(趣旨)

第1条 この規程は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第8条の規定に基づき、茨城県立医療大学(以下「本学」という。)の専任の教授、准教授及び講師(以下「教員」という。)の定年について定めるものとする。

(定年)

第2条 本学教員の定年は、満65歳とする。

(退職)

第3条 教員が定年に達したときは、定年に達した日の以後における最初の3月31日に退職しなければならない。

(改正)

第4条 この規程は、教授会において、構成員(休職中及び海外出張中の者を除く。)の3分の2以上の者が出席し、その3分の2以上の同意がなければ改正できない。

付 則

- 1 この規程は、平成7年1月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、平成9年度までに茨城県立医療大学の教員として採用される者で、知事が特に教育研究以上必要と認める者の定年については、第2条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

採用時の年齢	57歳	58歳	59～60歳	61歳	62歳～
平成6年度以前	66	67	68	69	70
平成7年度中	65	66	67	68	69
平成8年度中	65	65	66	67	68
平成9年度中	65	65	65	66	67

(注) 採用時の年齢は、満年齢とする。

付 則

この規程は、平成16年7月21日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。